

第10期 定時株主総会 招集ご通知



SecondXight
analytica

開催
日時

2026年3月24日（火曜日）
午前10時30分
（受付開始：午前10時00分）

開催
場所

東京都千代田区内神田三丁目6番2号
アーバンネット神田ビル2階

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

目次

第10期 定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	16
計算書類	30
監査報告書	40

セカンドサイトアナリティカ株式会社

証券コード：5028

証券コード 5028
2026年3月9日
(電子提供措置の開始日2026年3月2日)

株 主 各 位

東京都千代田区神田西福田町3番地
セカンドサイトアナリティカ株式会社
代表取締役社長 高 山 博 和

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.sxi.co.jp/ir/meeting>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しておりますので、アクセスして、銘柄名（セカンドサイトアナリティカ）または証券コード（5028）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、本総会は決議事項がございませんので、議決権行使書に代えて株主総会出席票を本招集ご通知とあわせてお送りしております。当日ご出席の際は、お手数ながらお送りした株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月24日（火曜日）午前10時30分（受付開始 午前10時00分）
2. 場 所 東京都千代田区内神田三丁目6番2号 アーバンネット神田ビル2階
3. 目的事項
報告事項
 1. 第10期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第10期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件

以 上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきま
す。

事業報告 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

当社グループは当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、当連結会計年度の事業報告においては業績に関する前期比増減の記載を省略しておりますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内景気動向は、緩やかに回復しており、先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により、引き続き緩やかな回復が期待されております。一方、アメリカの通商政策の影響による下振れリスクには留意が必要であり、加えて、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響や、金融資本市場の変動等の影響に、今後十分注意していく必要があると認識しております。

このような環境の中、当社グループは、協業パートナーとの連携強化を通じた中長期的な売上拡大及び、そのためのデータサイエンス人材の確保と技術・製品サービスの強化を最重要視し、様々な取組みを行ってまいりました。

それらの取組みによって、データサイエンス人材の採用強化施策を通じた採用者数の増加、ならびにアナリティクスコンサルティング事業におけるデータ利活用支援やAIモデル構築、AIプロダクト事業におけるR2Engineを中心とした各AIプロダクトの導入等により、売上増加を図りました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,436,294千円、営業利益は171,140千円、経常利益は171,217千円、親会社株主に帰属する当期純利益は121,748千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に行った重要な設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、主に自己資金をもって充ちいたしました。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

当社は、2025年10月1日をもってBreak's株式会社の発行済株式の全てを取得し、100%子会社といたしました。

(5) 対処すべき課題

① データサイエンティスト及びAIエンジニアの確保・強化

安定的かつ継続的な事業拡大を図るためには、アナリティクスコンサルティング案件数やAIプロダクト利用顧客数が増加した場合においても、高い収益率の維持及び質の高いサービスを提供し続けることが重要であり、特に優秀なデータサイエンティスト及びAIエンジニアの確保・強化が重要であると認識しております。

積極的なセミナー等参加による知名度の向上、インターンや紹介制度の導入・促進、優秀な人材が報われる給与・賞与制度、社内教育制度の充実、テレワークの推進等、従業員にとって魅力ある就業環境を整備し、同業他社の中から当社を選択して貰えるよう、重点的に取り組んでまいります。

② 事業パートナーとの提携戦略の強化

当社グループの技術力強化と顧客基盤の拡大には事業パートナーとの協業が不可欠です。協業により磨かれた技術を事業パートナーのビジネス拡大に活用し、共に成長できるような関係構築に努めてまいります。

③ スtockビジネスの強化

当社グループが持続的な事業成長をするためには、収益の基盤となるStockビジネスを強化することが重要であると認識しております。

AIプロダクトの営業体制を強化することにより、顧客のニーズを素早く取り入れ、AIプロダクトの機能強化・品質向上を行い、既存顧客の維持と新規顧客の獲得に取り組んでまいります。

④ システムの安定性の確保

当社グループはインターネット上でクライアントにサービスを提供することが多く、システムの安定稼働は必須となっております。そのための設備投資やBCPの継続的な見直しなど、今後も引き続きシステムの安定性確保に向けて取り組んでまいります。

⑤ 情報管理体制の強化

当社グループはサービスの提供過程において、機密情報や個人情報を取り扱う可能性があり、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、ISMS及び各種関連規程等に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備などを継続して行ってまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社グループは成長段階にあり、事業の拡大・成長に応じた業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。

バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性の確保のためにコーポレート・ガバナンスを強化し、適切な内部統制システムの構築に取り組んでまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第10期 (当連結会計年度)
売 上 高	1,436,294千円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	121,748千円
1 株当たり当期純利益	12.85 円
総 資 産	1,266,086千円
純 資 産	965,452千円
1 株 当 たり 純 資 産	99.00 円

- (注) 1. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第9期以前については記載しておりません。
2. 1株当たり純資産については、甲種類株主に対する残余財産の優先分配額を控除して算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第7期	第8期	第9期	第10期 (当事業年度)
売 上 高	905,951 千円	680,837 千円	1,141,098 千円	1,371,337千円
当 期 純 利 益	155,942 千円	24,674 千円	116,768 千円	127,180千円
1 株当たり当期純利益	16.45 円	2.54 円	12.44 円	13.42 円
総 資 産	1,044,124 千円	789,563 千円	1,063,703 千円	1,212,375千円
純 資 産	867,686 千円	642,885 千円	813,428 千円	970,884千円
1 株 当 たり 純 資 産	86.94 円	66.70 円	83.68 円	99.57 円

- (注) 1. 2023年10月13日付で普通株式及び甲種類株式1株につき3株の株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 1株当たり純資産については、甲種類株主に対する残余財産の優先分配額を控除して算出しております。
3. 第8期については、事業年度の変更に伴い、2023年4月1日から2023年12月31日までの9か月間となっております。

(7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
Break's株式会社	10,000千円	100.0%	システム受託開発事業及びSES事業

- (注) 2025年10月1日をもってBreak's株式会社の発行済株式の全てを取得し、100%子会社といたしました。

(8) 主要な事業内容

当社グループの事業は、アナリティクスコンサルティング、AIプロダクト及びデジタルソリューションから構成されており、ワンストップでアナリティクス・AIの開発・導入・活用・運用のサービスを提供する「アナリティクスを活用したビジネス価値創造企業」として事業を展開しております。

(9) 主要な営業所

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都千代田区

② 子会社

名 称	所 在 地
Break's株式会社 本社	東京都中央区
Break's株式会社 札幌オフィス	北海道札幌市

(10) 使用人の状況（2025年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数 90名

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
75名	13名増	36.8歳	2.7年

(11) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社SBI新生銀行	15,000千円
株式会社三井住友銀行	15,000千円

2. 会社の株式に関する事項

	普通株式	甲種類株式
① 発行可能株式総数	33,568,524株	5,904,000株
② 発行済株式の総数 (自己株式438,454株を含む)	8,476,071株	1,476,000株
③ 当事業年度末の株主数	3,025名	1名
④ 上位10名の株主		

株主名	普通株式	甲種類株式	持株比率
株式会社SBI新生銀行	342,000株	1,476,000株	19.1%
エクシオグループ株式会社	1,275,000株	—	13.4%
TIS株式会社	1,020,000株	—	10.7%
深谷直紀	666,666株	—	7.0%
高山博和	600,000株	—	6.3%
株式会社ミロク情報サービス	600,000株	—	6.3%
加藤良太郎	218,198株	—	2.2%
楽天証券株式会社	179,100株	—	1.8%
株式会社SBI証券	157,600株	—	1.6%
SBペイメントサービス株式会社	150,000株	—	1.5%

(注) 当社は自己株式438,454株を所有しておりますが、上記、上位10名の株主からは除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第4回新株予約権
新株予約権の数	128,963個
保有人数	当社取締役 3名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 773,778株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	264円
新株予約権の行使期間	2020年8月1日～2028年7月31日
新株予約権の主な行使条件	(注)

(注) 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- ① 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権は認めない。
- ② 本新株予約権の行使に係る行使価額の年間の合計額が1,200万円を超えないこと。
- ③ 本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していること。ただし、当社取締役会決議により正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。
- ④ 本新株予約権を行使することができる期間の初日後1年を経過する日までは、本新株予約権の個数の50%を上限として行使を行うことができる。ただし、当該割合により算出された上限個数につき小数点以下の端数が生じる場合は、当該端数を切捨てた数値を上限個数とする。
- ⑤ 本新株予約権を行使することができる期間の初日後1年を経過した日から2年を経過する日までは、本新株予約権の個数の25%を上限として行使を行うことができ、本新株予約権を行使することができる期間の初日後2年を経過した日以降も、当該日から1年を経過する日までごとくにこれと同様とする。ただし、当該割合により算出された上限個数につき小数点以下の端数が生じる場合は、当該端数を切捨てた数値を上限個数とする。
- ⑥ 本新株予約権のうち1個を分割して行使することができない。

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2025年12月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
加藤 良太郎	取締役会長	株式会社グリフィン・ストラテジック・パートナーズ 代表 取締役社長 株式会社IDOM CaaS Technology 取締役 Break's株式会社 取締役
高山 博和	代表取締役社長 事業本部長	
深谷 直紀	取締役副社長	
河本 尚之	取締役	
伊勢 康永	取締役	
磯野 薫	常勤監査役	
品川 理絵子	監査役	公認会計士・税理士 神楽坂公認会計士税理士事務所 代表 株式会社コスメディア 監査役
福崎 剛志	監査役	弁護士 日比谷タックス&ロー弁護士法人 代表

- (注) 1. 取締役河本尚之及び伊勢康永の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役磯野薫、品川理絵子及び福崎剛志の3氏は社外監査役であります。
3. 監査役品川理絵子は公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役河本尚之、監査役磯野薫、品川理絵子及び福崎剛志の4氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役との間に、責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該規定に基づき、社外取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結しております。責任限定契約の概要は、以下のとおりとなります。

- ・取締役及び監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額の責任を負う。
- ・責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役がその原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限る。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある法律上の損害賠償金、争訟費用が補填されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	支給人員	報酬等の額 (千円)			
		基本報酬	役員賞与	非金銭報酬	合計
取締役	4名	109,050	—	—	109,050
(うち社外取締役)	(1名)	(4,800)	(—)	(—)	(4,800)
監査役	3名	9,840	—	—	9,840
(うち社外監査役)	(3名)	(9,840)	(—)	(—)	(9,840)
合計	7名	118,890	—	—	118,890
(うち社外役員)	(4名)	(14,640)	(—)	(—)	(14,640)

(注) 1. 取締役の報酬額(役員賞与を含む)は、2021年6月17日開催の定時株主総会の決議による年額180,000千円以内(6名)であります。

2. 監査役の報酬額は、2021年6月17日開催の定時株主総会の決議による年額20,000千円以内(3名)であります。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、全額を金銭による月例で支払う固定報酬とし、職責その他会社の業績等を総合考慮して決定します。業績連動報酬及び非金銭報酬は設定しておりません。

取締役報酬の決定は、取締役会で行います。また、当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬は、企業価値向上に向けたインセンティブとして機能するよう、固定報酬の決定時に前年度の職責等の指標を加味して決定します。社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとします。

取締役会は、取締役(社外取締役を除く)の報酬を当該方針に基づき決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職先	当社との関係
社外監査役	品川 理絵子	神楽坂公認会計士税理士事務所 代表	神楽坂公認会計士税理士事務所とは特別の関係はありません。
		株式会社コスメディア 監査役	株式会社コスメディアとは特別の関係はありません。
社外監査役	福崎 剛志	日比谷タックス&ロー弁護士法人 代表	日比谷タックス&ロー弁護士法人とは特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	河本 尚之	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回全てに出席し、銀行及び証券会社の要職を歴任した経験と知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	伊勢 康永	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回全てに出席し、重要なビジネスパートナーであるSBI新生銀行グループとの関係強化の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	磯野 薫	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回全てに出席し、また、同じく開催された監査役会13回のうち13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、各取締役とも随時意見交換を行っております。
社外監査役	品川 理絵子	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回全てに出席し、また、同じく開催された監査役会13回のうち13回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、各取締役とも随時意見交換を行っております。
社外監査役	福崎 剛志	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回全てに出席し、また、同じく開催された監査役会13回のうち13回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、各取締役とも随時意見交換を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

かなで監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	19,335千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,335千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人より説明を受けた監査計画を踏まえた監査見積もり時間に基づいたものであり、報酬単価も合理的であることから、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が以下に該当した場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

- ① 会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合
 - ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - ・会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - ・心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えられないとき。
- ② 会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合
- ③ その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の具体的要素を列挙し、それらの観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合等

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2025年11月20日開催の取締役会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」の改定を決議し、当該方針に基づいて業務の適正を確保するための体制を整備・運用しております。その概要については以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ) コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス委員会を中心にコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めます。
 - ロ) 役員及び使用人に対して、コンプライアンスに関する教育・研修を継続的に行います。
 - ハ) 法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入いたします。
 - 二) 適正な業務運営が行われていることを確認するため、業務部門から独立した内部監査を実施いたします。
-
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ) 株主総会議事録、取締役会議事録のほか法令に基づき作成される文書については、法令に基づき適切に作成し、保存します。
 - ロ) 文書等管理規程及び情報セキュリティ規程に従って適切に管理または廃棄します。
 - ハ) 文書は電子化し、検索のしやすいフォルダ体系を構築して即時に閲覧できるようにします。
- 二) 取締役及び監査役はこれらの情報を適時に閲覧できるようにします。
-
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ) リスクマネジメント基本規程を定め、リスクマネジメント委員会で想定されるリスクについて包括的に把握するとともに、リスクへの対応を行います。
 - ロ) リスクマネジメント委員会は定期的を開催し、リスクに対する対応状況を逐次フォローアップします。
 - ハ) 特に緊急の対応を要する事態については事業継続計画の一環として危機管理規則等を制定し、損失の発生を未然に防ぎます。
-
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ) 会社の意思決定については、業務分掌規程及び職務権限規程を制定し、重要性に応じた適正かつ効率的な意思決定を行います。
 - ロ) 経営方針に基づき計画的かつ効率的に事業を運営するために、中期経営計画及び年度予算を策定し、月次で実績と比較することにより業績管理を行います。
 - ハ) 財務報告の信頼性を確保するため、業務プロセスを文書化し、社内及び社外の監査担当者が検証します。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための事項
- イ) 当社グループにおける業務の適正を確保するために、グループ会社で諸規程を定めるものとします。また関係会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社管理を行うものとします。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- イ) 監査役会または監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「監査補助使用人」と称する）を置くことを求めた場合は、必要な人員を配置いたします。
 - ロ) 会社の業務に精通し、監査役の職務を適切に補助できる使用人を配置いたします。
- ⑦ 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ) 監査補助使用人に対する監査役からの指示は、取締役及びその他の使用人からの指揮命令を受けないこととします。
 - ロ) 監査補助使用人の異動、昇格、降格、懲罰に関する決定は、監査役の同意を要することとします。
- ⑧ 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- イ) 監査補助使用人は、監査役に同行して取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保します。
 - ロ) 監査補助使用人は監査役に同行して、取締役や監査法人と定期的に意見交換をする場に参加することができるようにします。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- イ) 監査役は、取締役会等の重要会議に出席して重要事項等の報告を受けます。
 - ロ) 取締役及び使用人は会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときはただちに監査役に報告することとします。
 - ハ) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は子会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときはただちに監査役に報告することとします。
- ⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ) 内部通報制度の外部の窓口を弁護士とし、内部通報があった場合には当該弁護士は当社常勤監査役に対してすみやかに通報者の特定される事項を除き事案の内容を報告することとします。
 - ロ) 内部通報規則において内部通報者への不利な扱いを禁止し、不利な扱いをした場合には就業規則に従って懲戒されることとします。

- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- イ) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、当該請求が監査役の職務執行に関連するものではないと認められるときを除き、会社が負担するものとします。
- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ) 監査役は各業務執行取締役と定期的にミーティングを行い、会社に対処すべき課題やその状況について把握するとともに、監査役監査の実効性を高めるための方策について意見交換することにより、信頼関係を築くよう努めます。
- ロ) 監査役は定期的に監査法人、内部監査責任者と協議の場を設けて、実効的な監査を行うための情報交換を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

- ① 法令順守に対する取り組みの状況
- イ) 法令順守に対する取り組みとしてコンプライアンス委員会を定期的で開催しております。代表取締役社長を委員長とし、各部署の責任者が出席してコンプライアンスに関する問題点を抽出しその対応について討議しております。
- ロ) 定期的にリスクマネジメント委員会を開催し、会社に内在するリスクの調査及び分析を行い、その対策を講じることとしております。
- ② 監査役の監査体制の状況
- イ) 当社の監査役会は毎月及び臨時に開催しており、取締役との意見交換を行っております。また、監査役会は監査法人及び内部監査責任者とも定期的に意見交換を行っております。
- ロ) 各監査役は取締役会に出席しており、さらに常勤監査役は経営会議にも出席することで情報収集を行い、経営の監視を図っております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	864,787
現金及び預金	369,533
売掛金	234,642
契約資産	144,567
貯蔵品	400
前払費用	111,971
その他	3,671
固定資産	401,299
有形固定資産	55,000
建物	38,450
車両運搬具	5,965
工具、器具及び備品	61,038
建設仮勘定	2,376
減価償却累計額	△52,829
無形固定資産	213,771
のれん	156,156
ソフトウェア	35,911
その他	21,703
投資その他の資産	132,526
投資有価証券	67,440
保証金	41,972
繰延税金資産	8,339
長期前払費用	13,115
その他	1,660
資産合計	1,266,086

科目	金額
負債の部	
流動負債	275,748
短期借入金	30,000
未払金	170,207
未払法人税等	31,502
未払消費税等	28,456
契約負債	3,643
その他	11,938
固定負債	24,884
繰延税金負債	3,839
資産除去債務	16,458
その他	4,586
負債合計	300,633
純資産の部	
株主資本	965,452
資本金	356,152
資本剰余金	256,152
利益剰余金	574,441
自己株式	△221,293
純資産合計	965,452
負債・純資産合計	1,266,086

連結損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		1,436,294
売上原価		857,847
売上総利益		578,446
販売費及び一般管理費		407,305
営業利益		171,140
営業外収益		
受取利息	1,257	
違約金収入	300	
その他	4	1,561
営業外費用		
支払利息	1,002	
固定資産除却損	446	
その他	35	1,484
経常利益		171,217
特別損失		
減損損失	2,908	2,908
税金等調整前当期純利益		168,309
法人税、住民税及び事業税	49,399	
法人税等調整額	△2,838	46,560
当期純利益		121,748
親会社株主に帰属する当期純利益		121,748

連結株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金
2025年1月1日残高	355,628	255,628	464,460
連結会計年度中の変動額			
新株の発行	524	524	—
親会社株主に 帰属する当期純利益	—	—	121,748
自己株式の処分	—	△11,768	—
自己株式処分差損の振替	—	11,768	△11,768
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	524	524	109,980
2025年12月31日残高	356,152	256,152	574,441

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
2025年1月1日残高	△262,288	813,428	813,428
連結会計年度中の変動額			
新株の発行	—	1,048	1,048
親会社株主に 帰属する当期純利益	—	121,748	121,748
自己株式の処分	40,995	29,226	29,226
自己株式処分差損の振替	—	—	—
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	40,995	152,024	152,024
2025年12月31日残高	△221,293	965,452	965,452

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 Break's株式会社

当連結会計年度においてBreak's株式会社の株式を新たに取得したため、連結の範囲に含めております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② 棚卸資産

製品及び仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物は定額法、建物以外は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8 ～ 15 年

車 両 運 搬 具 6 年

工具、器具及び備品 4 ～ 15 年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 機械学習モデルの構築及びAIプロダクトの導入

当社が行っている機械学習モデルの構築及びAIプロダクトの導入においては、顧客との契約により当社が作業を遂行した部分に対応する業務委託料を収受できる場合には、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

上記以外の場合には、成果物を顧客に引き渡した時点または顧客が検収した時点で収益を認識しております。

② 機械学習モデル及びAIプロダクトの保守・運用

主に当社が行っている機械学習モデル及びAIプロダクトの保守・運用においては、契約期間にわたり継続的な保守・運用サービスを提供することにより履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

③ アナリティクスコンサルティング

主に当社が行っているアナリティクスコンサルティングにおいては、契約期間にわたり継続的なコンサルティングサービスを提供することにより履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

④ AIプロダクトのSaaS提供

当社が行っているAIプロダクトのSaaS提供においては、契約期間にわたりAIプロダクトを利用可能な状態とすることで履行義務が充足されると判断し、契約で定められた月額利用料または月額利用料相当額に基づき収益を認識しております。

⑤ AIプロダクトのパッケージ販売

当社が行っているAIプロダクトのパッケージ販売においては、ソフトウェアプログラムが顧客に納品され、顧客がAIプロダクトをクラウドもしくはオンプレミスにて利用可能な状態となることで履行義務が充足されると判断し、ソフトウェアプログラムを顧客に納品した時点で収益を認識しております。

⑥ SES（システムエンジニアリング）サービス

主に当社子会社が行っているSESサービスにおいては、技術者が顧客に対して役務を提供することにより履行義務が充足されると判断し、顧客との準委任契約（履行割合型）に基づく月次での請求実績に基づき収益を認識しております。

(4) のれんの償却の方法及び償却期間

のれんの償却は、7年間の均等償却によっております。

会計上の見積りに関する注記

1. のれん及び無形資産の評価

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
のれん及び無形資産 164,642千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれん及び無形資産について減損が生じている可能性を示す事象が認められる場合、のれん及び無形資産を含む資産グループにつき、適用される会計基準に従って減損損失の認識の要否を判断しております。

減損損失の認識の要否を判断するにあたり将来キャッシュ・フローの見積りを行っておりますが、当該将来キャッシュ・フローは、当連結会計年度末以降における連結子会社の事業計画を基礎として見積もっており、当該事業計画は、国内の経済状態、連結子会社の属する業界の動向等に関する仮定を含んでおります。

2. 一定の期間にわたり認識する売上高

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
当連結会計年度末進行中の案件に係る売上高 148,123千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項 (3) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、機械学習モデルの構築及びAIプロダクトの導入、機械学習モデル及びAIプロダクトの保守・運用およびアナリティクスコンサルティングに関する契約の一部については、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度の見積りにあたっては、各契約における総工数の見積りに対する発生工数の割合(インプット法)により進捗度を算出しており、定期的に、当初想定していなかった工数の発生等による総工数の見積りの変動を進捗度に反映させております。

連結貸借対照表に関する注記

該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	8,476,071株
甲種類株式	1,476,000株
合 計	9,952,071株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	872,328株
------	----------

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金については事業投資のために保有することを基本として、余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は非上場株式、保証金は主に本社等の賃貸借契約に伴うものであり、ともに出資先・差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であります。また、借入金は短期的な運転資金の調達を目的としたものであり、返済期日は1年以内であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権については取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。また、投資有価証券については定期的に出資先の財務状況を把握、保証金については賃貸借契約等の締結に際し、差入先の信用状況を把握しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、投資有価証券については、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額67,440千円）であるため記載を行っておりません。また、「現金及び預金」、「売掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金であること、また短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
保証金	41,972	41,961	△10

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

資 産

保証金

一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を「一定期間にわたって認識する収益」と「一時点で認識する収益」に分解した情報は以下のとおりであります。

一定期間にわたって認識する収益	1,348,894千円
一時点で認識する収益	87,400 //
合 計	1,436,294 //

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項 (3) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度末及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
	期末残高
顧客との契約から生じた債権	234,642
契約資産	144,567
契約負債	3,643

- (注) 1. 契約資産は、アナリティクスコンサルティング事業及びAIプロダクト事業における顧客との一部の業務委託契約において、期末日時点で未請求の対価に対するものであります。契約資産は、成果物の納品または検収によって当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。
2. 契約負債は、アナリティクスコンサルティング事業及びAIプロダクト事業における顧客との業務委託契約もしくはプロダクト利用契約において、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

1年以内	445,232千円
1年超2年以内	7,050 //
合 計	452,282 //

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	99円00銭
1株当たり当期純利益金額	12円85銭

(注) 1株当たり純資産額については、甲種類株主に対する残余財産の優先分配額を控除して算出しております。

企業結合に関する注記

株式取得による企業結合

当社は、2025年7月24日開催の取締役会決議において、Break's株式会社の株式100%を取得し、同社を子会社化することを決議し、2025年10月1日付で連結子会社化いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Break's株式会社

事業内容 システム受託開発事業及びSES事業

(2) 企業結合を行う主な理由

Break's株式会社は、東京都に本社を構え、ICT人材育成特区である札幌に開発拠点を有する企業であります。多様な業界に向けたAI関連システムや業務システムの構築において豊富な実績を持ち、受託開発やSES（システムエンジニアリングサービス）を通じて、現場に根ざした柔軟かつ高品質な開発支援を提供しております。また、高度なIT人材と高い技術力をその強みとしております。

当社はこれまでも、AI・データサイエンスに関わる領域において、課題の抽出から仕組みづくり、導入、定着に至るまでを一貫して担える体制を有しており、それ自体を価値として提供してまいりましたが、Break's株式会社の株式取得により、この一貫対応の体制をさらに強化し、特にシステム開発・構築の実行力を高めることを目指すものであります。

(3) 企業結合日

2025年10月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至る主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
2025年10月1日から2025年12月31日まで
3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	70,000千円
取得原価		70,000 //
4. 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザー費用等	1,600千円
-----------	---------
5. 発生したのれんの金額、発生要因、償却方法及び償却期間
- (1) 発生したのれん
161,939千円
- (2) 発生要因
取得価額が取得した資産及び引き受けた負債の純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。
- (3) 償却方法及び償却期間
7年間にわたる均等償却
6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
- | | |
|------|-------------------|
| 流動資産 | 70,397千円 |
| 固定資産 | 27,406 // |
| 資産合計 | <u>97,803 //</u> |
| 流動負債 | 67,524 // |
| 固定負債 | 122,219 // |
| 負債合計 | <u>189,743 //</u> |

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	200,613千円
営業利益	△30,274 //

(概算額の算定方法)

企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報を影響の概算額としております。

なお、影響額の概算額については監査証明を受けておりません。

貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	824,387
現金及び預金	346,437
売掛金	196,172
契約資産	144,567
貯蔵品	400
前払費用	111,971
関係会社短期貸付金	24,000
その他	837
固定資産	387,988
有形固定資産	45,546
建物	34,707
工具、器具及び備品	60,567
建設仮勘定	2,376
減価償却累計額	△52,104
無形固定資産	50,150
ソフトウェア	35,911
ソフトウェア仮勘定	11,997
その他	2,240
投資その他の資産	292,291
投資有価証券	67,440
関係会社株式	70,000
関係会社長期貸付金	96,000
保証金	37,577
繰延税金資産	8,339
長期前払費用	12,934
資産合計	1,212,375

科目	金額
負債の部	
流動負債	228,490
短期借入金	30,000
未払金	125,679
未払費用	8
未払法人税等	31,397
未払消費税等	27,285
契約負債	3,643
預り金	10,475
固定負債	13,000
資産除去債務	13,000
負債合計	241,490
純資産の部	
株主資本	970,884
資本金	356,152
資本剰余金	256,152
資本準備金	256,152
利益剰余金	579,873
その他利益剰余金	579,873
繰越利益剰余金	579,873
自己株式	△221,293
純資産合計	970,884
負債・純資産合計	1,212,375

損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,371,337
売上原価		805,924
売上総利益		565,412
販売費及び一般管理費		389,500
営業利益		175,911
営業外収益		
受取利息	1,436	
その他	303	1,739
営業外費用		
支払利息	427	
その他	482	909
経常利益		176,741
特別損失		
減損損失	2,908	2,908
税引前当期純利益		173,833
法人税、住民税及び事業税	49,359	
法人税等調整額	△2,707	46,652
当期純利益		127,180

株主資本等変動計算書（2025年1月1日から2025年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2025年1月1日残高	355,628	255,628	—	255,628
事業年度中の変動額				
新株の発行	524	524		524
当期純利益				
自己株式の処分			△11,768	△11,768
自己株式処分差損の振替			11,768	11,768
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	524	524	—	524
2025年12月31日残高	356,152	256,152	—	256,152

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
	繰越利益 剰余金				
2025年1月1日残高	464,460	464,460	△262,288	813,428	813,428
事業年度中の変動額					
新株の発行				1,048	1,048
当期純利益	127,180	127,180		127,180	127,180
自己株式の処分			40,995	29,226	29,226
自己株式処分差損の振替	△11,768	△11,768		—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）					—
事業年度中の変動額合計	115,412	115,412	40,995	157,456	157,456
2025年12月31日残高	579,873	579,873	△221,293	970,884	970,884

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品及び仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づき簿価切下げの方法により算定）

貯 蔵 品……………移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………建物は定額法、建物以外は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8 ～15年

工具、器具及び備品 4 ～15年

(2) 無形固定資産……………定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 機械学習モデルの構築及びAIプロダクトの導入

機械学習モデルの構築及びAIプロダクトの導入においては、顧客との契約により当社が作業を遂行した部分に対応する業務委託料を収受できる場合には、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

上記以外の場合には、成果物を顧客に引き渡した時点または顧客が検収した時点で収益を認識しております。

(2) 機械学習モデル及びAIプロダクトの保守・運用

機械学習モデル及びAIプロダクトの保守・運用においては、契約期間にわたり継続的な保守・運用サービスを提供することにより履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

(3) アナリティクスコンサルティング

アナリティクスコンサルティングにおいては、契約期間にわたり継続的なコンサルティングサービスを提供することにより履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

(4) AIプロダクトのSaaS提供

AIプロダクトのSaaS提供においては、契約期間にわたりAIプロダクトを利用可能な状態とすることで履行義務が充足されると判断し、契約で定められた月額利用料または月額利用料相当額に基づき収益を認識しております。

(5) AIプロダクトのパッケージ販売

AIプロダクトのパッケージ販売においては、ソフトウェアプログラムが顧客に納品され、顧客がAIプロダクトをクラウドもしくはオンプレミスにて利用可能な状態となることで履行義務が充足されると判断し、ソフトウェアプログラムを顧客に納品した時点で収益を認識しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費……………支出時に全額費用として処理しております。

表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで、営業外費用に表示しておりました「株式交付費」(当事業年度35千円)及び「固定資産除却損」(当事業年度446千円)は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より営業外費用の「その他」に含めております。

会計上の見積りに関する注記

1. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	70,000千円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、市場価格のない株式の減損処理の要否を取得原価と株式の発行会社の実質価額とを比較することにより判定しており、実質価額は1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額として算定しておりますが、関係会社株式については、実質価額の算定に超過収益力を反映しております。

超過収益力を反映した実質価額は当事業年度末以降における関係会社の事業計画を基礎として見積もっており、当該事業計画は、国内の経済状態、関係会社の属する業界の動向等に関する仮定を含んでおります。

2. 関係会社に対する貸付金の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社短期貸付金	24,000千円
関係会社長期貸付金	96,000 //

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社に対する貸付金は、関係会社の財政状態及び経営成績の状況並びに事業計画等を総合的に勘案し回収可能性を評価しております。当事業年度末において回収可能性を検討した結果、関係会社貸付金の全額が回収可能であると判断しております。

回収可能性の評価にあたり将来キャッシュ・フローの見積りを行っておりますが、当該将来キャッシュ・フローは、当事業年度末以降における関係会社の事業計画を基礎として見積もっており、当該事業計画は、国内の経済状態、関係会社の属する業界の動向等に関する仮定を含んでおります。

3. 一定の期間にわたり認識する売上高

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度末進行中の案件に係る売上高 148,123千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結計算書類 連結注記表 会計上の見積りに関する注記 2. 一定の期間にわたり認識する売上高」に記載しているため、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債務 5,775千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

仕入高 12,826千円

営業取引以外の取引高 122,883 //

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 438,454株

税効果会計関係に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

資産除去債務	4,097千円
株式報酬費用	7,255 //
減損損失	904 //
未払事業税	2,932 //
繰延税金資産小計	15,191 //
評価性引当額	△4,097 //
繰延税金資産合計	11,093 //

繰延税金負債

資産除去費用	△2,754千円
繰延税金負債合計	△2,754 //
繰延税金資産純額	8,339 //

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度より「防衛特別法人税」が新設されました。

これに伴い、2027年1月1日以後に開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の30.62%から31.52%となりました。この法定実効税率の変更による影響は軽微であります。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注) 2	科目	期末残高 (注) 2
主要株主 (法人)	TIS株式会社	被所有 直接 12.6%	当社サービ スの提供	AIプロダク トに係るサー ビスの提供 (注) 1	141,148	売掛金	97,161
				アナリティク ス・コンサル ティングサー ビスの提供 (注) 1	34,000		
主要株主 (法人) が議 決権の過半 数を所有し ている会社	エクシオ・デ ジタルソリュ ーションズ株 式会社	-	当社サービ スの提供	アナリティク ス・コンサル ティングサー ビスの提供 (注) 1	26,064	売掛金	440
						契約資産	24,020

(注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。

2. 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注) 2	科目	期末残高 (注) 2
子会社	Break's 株式会社	所有 直接 100.0%	役員の兼任 当社業務の 委託先	資金の貸付 (注) 1	120,183	関係会社 短期 貸付金	24,000
						関係会社 長期 貸付金	96,000
						未収収益	183

(注) 1. 貸付金の利率は、市場金利を勘案して決定しております。

2. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 99円57銭

1株当たり当期純利益金額 13円42銭

(注) 1株当たり純資産額については、甲種類株主に対する残余財産の優先分配額を控除して算出しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月18日

セカンドサイトアナリティカ株式会社
取締役会 御中

かなで監査法人
東京都中央区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 篠原 孝広

指定社員
業務執行社員 公認会計士 竹内 由多可

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セカンドサイトアナリティカ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セカンドサイトアナリティカ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月18日

セカンドサイトアナリティカ株式会社
取締役会 御中

かなで監査法人
東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 篠 原 孝 広
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 竹 内 由 多 可
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セカンドサイトアナリティカ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるかなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるかなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月19日

セカンドサイトアナリティカ株式会社 監査役会

社外常勤監査役 磯野 薫

社外監査役 福崎 剛志

社外監査役 品川 理絵子

(注)監査役は、電子署名をしております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区内神田 3-6-2
アーバンネット神田ビル 2階
TEL 03-3526-6800



交通：神田駅 「西口」
「出口1」

徒歩1分（JR線）
徒歩2分（銀座線）

- ◎ 当日は、専用の駐車場をご用意しておりませんので、公共交通機関をご利用くださいようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産をご用意しておりませんので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。